

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年5月1日

広島市長

提出者

住所 広島市佐伯区五日市町下河内188-6

氏名 医療法人和同会 広島グリーンヒル病院

理事長 高橋 幹治

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-929-1110

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人和同会 広島グリーンヒル病院
事業場の所在地	広島市佐伯区五日市町下河内188-6
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	医療療養：150床 介護医療院：150床 介護老人保健施設：100床 在宅サービス介護事業所他
③従業員数	362名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	排出事業場 医療法人和同会 広島グリーンヒル病院 ↓ 収集運搬業者 株式会社衛生センター ↓ 中間処理業者（焼却） 株式会社衛生センター ↓ 最終処分業者（埋立） 株式会社環境クリーン 公益財団法人 岡山県環境保全事業団

別紙4

(廃棄物処理法-特管理産業廃棄物計画書)

現状：前年度（令和5年度）実績量
 計画：今年度（令和6年度）計画量

単位：トン/年

単位：トン/年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定回収業者への処理委託量		認定回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
廃油																					
廃酸																					
廃アルカリ																					
感染性産業廃棄物	71.805	70										71.805	70	71.805	70						
特定有害産業廃棄物																					
廃PCB等																					
PCB汚染物																					
PCB処理物																					
指定下水汚泥																					
鉱さい																					
廃石綿等																					
燃え殻																					
ばいじん																					
廃油(金属を含むもの)																					
汚泥(金属を含むもの)																					
廃酸(金属を含むもの)																					
廃アルカリ(金属を含むもの)																					
合計	71.805	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71.805	70	71.805	70	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

別紙管理体制図 参照

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	職員研修の実施、出勤及び退勤時には必ず手指消毒を行い、菌を持ち込まない、持って帰らないを周知し、感染拡大防止を図り、個人防護具等の使用量減少に取り組んでいる。
②計画 (今後実施する予定の取組)	上記取組みは継続して行い、廃棄物分類表にて適切な分類を周知し排出抑制を行う。

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>感染性廃棄物について、全ての注射針、MRSA・多剤耐性緑膿菌等の汚染物(点滴バック他含む)はメスキュード(エコペール20L若しくは50L)、血液・浸出液等の付着したガーゼ等は厚手ビニール袋に入れバイオハザードマーク(橙色)を貼り感染用段ボール(100L)へ入れ区別できるよう、病棟では区別用写真を提示して取り組んでいる。</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>上記の通り分別を強化し、新たな感染廃棄物等が発生した際には、マニュアルを都度変更する。 新入職、中途職員においては随時説明を行い周知する。</p>

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>—</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>—</p>

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>—</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>—</p>

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>—</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>—</p>

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>事業所より排出した感染性廃棄物の収集運搬及び処分状況が明確に分かる電子マニフェストを導入しており、優良認定業者である委託先を選定。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>引き続き電子マニフェストを活用し、処分状況の確認と管理を行う。</p>

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

<p>①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</p>	<p>[71.805]t</p>
<p>②今後実施する予定の取組等</p>	<p>電子マニフェストを導入しており、今後も継続する。</p>

管理体制図

